参考資料1

令和８年３月４日

鹿児島市渋滞対策基本計画策定協議会設置要綱を次のように定める。

鹿児島市長　下　鶴　隆　央

鹿児島市渋滞対策基本計画策定協議会設置要綱

（設置）

第１条　渋滞対策基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、学識経験者等の意見を聴取するため、鹿児島市渋滞対策基本計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本計画の策定に関して専門的知見等に基づいた意見を聴取すること。

(2) その他基本計画の策定に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員は、次に掲げる者を市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体等の者

(3) 関係行政機関の職員

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱した日から令和９年３月３１日までとする。

（会長等の職務）

第５条　会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

３　会長は、災害その他の事由により、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」とい

う。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。

４　オンラインによる方法等で会議に参加した委員等は、会議に出席したものとみなす。

（報償金）

第７条　委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、建設局道路部街路整備課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年１０月２日から施行する。

（経過措置）

２　第６条第１項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、建設局道路部街路整備課において処理する。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。